

～安心して活動を行うために～

平成30年度文京区ボランティア保険のご案内

ボランティア活動中の賠償事故やケガを対象とする補償制度です

文京区ボランティア保険とは

区民の方が安心してボランティア活動を行えるように、活動中の賠償事故やケガをサポートする補償制度です。ご加入に際し、ボランティア活動者の費用負担はありません。（ただし、補償金請求時には診断書等の費用が掛かる場合があります。）万が一ボランティア活動中に事故が起きてしまった場合に、活動内容や事故の状況を報告していただき、内容が要件を満たしているかを審査します。

対象となる活動

次の3つの要件をすべて満たす活動です。

- **区内に活動拠点を置き、自主的に構成された5人以上の団体による活動**
- **無報酬で技術や労働力を提供する活動**（交通費などの実費は除きます。）
- **継続的・計画的に実施されている公益性のある直接的活動**

※活動場所への往復途上も含みます。（傷害事故・特定疾病事故が対象）

対象となる方

上の3つの要件をすべて満たすボランティア活動を行っている方

※行事や催し物、競技への参加者は対象となりません。スポーツ活動の競技中の事故は対象となりません。

※非常勤特別職の地方公務員（民生委員・児童委員、スポーツ推進委員等）としての活動は対象となりません。（公務災害の対象となりますので、担当課にご相談ください。）

ボランティア活動の例

対象となるボランティア活動の例	対象とならないボランティア活動の例
◆ 町（自治）会、子ども会主催の運動会や各種スポーツ・レクリエーション活動	◆ 国外での活動
◆ 障害者・児、高齢者等への援護活動	◆ 区民を対象としていない活動
◆ 資源回収・リサイクル、道路や公園等の清掃・草刈り等の環境保全・清掃活動	◆ 構成員のみの親睦・慰安を目的とした活動
◆ 防災訓練の運営・指導、パトロール等の地域防災・防犯活動	◆ 特定の個人や団体の利益に供する活動
◆ 講座の企画・運営、生涯学習の指導等の文化活動	◆ 団体活動ではない個人的活動
◆ その他、町（自治）会・高齢者クラブ・子ども会等の運営や地域施設の運営等の地域活動	◆ 政治・宗教・営利を目的とする活動
	◆ 互助的な活動
	◆ 勤務中等の職業に従事しているときの活動
	◆ 授業の一環や単位取得のための活動
	◆ 突発的・一時的な活動

補償の内容

損害賠償責任事故

ボランティア活動中に、指導者の過失により他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったなどの結果、指導者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる補償金です。ただし、2,000円までの事故は補償対象外となります。

補償項目	補償限度額
生命又は身体に対する事故の賠償	1名 5,000万円 1事故 3億円
財物に対する事故の賠償	1事故 500万円
保管物に対する事故の賠償	1事故 300万円

傷害事故

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故によって、指導者または活動者が死亡・負傷した場合に支払われる補償金です。

補償項目	補償限度額
死亡補償	1名 500万円 (熱中症等は300万円)
後遺障害補償	1名 15万円～500万円 (熱中症等は300万円)
入院補償	1日 4,000円(180日限度) (熱中症等は3,000円)
通院補償	1日 2,000円(90日限度) (熱中症等も同額)
手術補償	入院補償の日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10、20又は40倍)を乗じて得た額

特定疾病事故

ボランティア活動中に急性心疾患や急性脳疾患によって指導者または活動者が死亡した場合に支払われる補償金です。

補償項目	補償限度額	対象となる疾患
死亡弔慰金	1名 50万円	以下の疾患を活動中に発症し、そのまま30日以内に死亡した場合 ・急性心疾患(心筋こうそく、急性心不全等) ・急性脳疾患(くも膜下出血、脳内出血等)

補償金の支払い対象とならない例（おもなもの）

- 地震、噴火、洪水、津波または高潮による事故
- 故意による事故
- 指導者の同居の親族に対する損害賠償責任事故
- ボランティア団体が所有、使用または管理する車両による損害賠償責任事故
- 山岳とうはん、リージュやハンググライダー等の危険度の高い活動中の傷害事故
- 法令違反による自動車運転中の傷害事故
- 活動者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術等の医療措置に伴う事故
- 原因のいかんを問わず、他覚症状のないむち打ち症または腰痛 等

補償の期間

1年間（毎年7月1日午後4時から翌年7月1日午後4時まで） ※毎年事前申請が必要です

◎期間途中の申請も可能です（その場合承認のあった日から次の7月1日午後4時までが補償期間となります）

事故が起こったら…

①区役所へ連絡

事故が発生した場合は、直ちに以下の内容をお問い合わせ先までご連絡ください。

- (1) ボランティア活動者の氏名、住所、連絡先
- (2) 事故が起きた際のボランティア活動の内容
- (3) 事故が発生した日時と場所
- (4) 事故の状況

②書類の提出

連絡いただいた担当課より申請書類をお渡しします。必要事項を記入し、担当課へ提出してください。

- (1) ボランティア活動事故報告書
- (2) 自認・現認証明書
- (3) 団体の規約・指導者活動者の名前が載っている名簿
- (4) 事業計画書・スケジュール表・行事のチラシ等、活動内容のわかる書類

③補償金の請求からお支払いまで

提出いただいた書類を区および保険会社で審査した結果、ボランティア保険の対象となる事故と認められた場合は区から補償金の請求に必要な書類をお送りします。必要事項を記入し、区へ提出してください。補償金は後日保険会社より支払われます。

申請・お問い合わせ先

ボランティア活動内容	担当課	連絡先
町（自治）会等区民団体	区民課地域振興係	5803-1170
協働推進関係団体	区民課協働推進担当	5803-1387
産業振興団体	経済課産業振興係	5803-1173
消費者団体	経済課消費生活センター	5803-1105
生涯学習活動を行う団体	アカデミー推進課アカデミー推進係	5803-1307
まつり実行委員会等	アカデミー推進課観光担当	5803-1174
スポーツ団体	スポーツ振興課スポーツ振興係	5803-1308
高齢者などの援護団体	高齢福祉課社会参画支援係	5803-1203
障害者（児）援護団体	障害福祉課障害者在宅サービス係	5803-1212
その他の福祉援護団体	福祉政策課福祉企画係	5803-1201
保育園保護者会等	幼児保育課幼児保育係	5803-1189
保健衛生関連団体等	生活衛生課管理計画係	5803-1224
在宅栄養士団体	健康推進課保健係	5803-1229
健康関連団体等	保健サービスセンター	5803-1805
交通安全協会	管理課	5803-1244
文の京ロード・サポート団体等	道路課維持係	5803-1250
緑化関連団体等	みどり公園課緑化係	5803-1254
環境関連団体等	環境政策課	5803-1828
リサイクル関連団体等	リサイクル清掃課	5803-1135
スクールガード等	教育総務課地域教育支援担当	5803-1302
青少年健全育成会および青少年健全育成を行う団体	児童青少年課青少年係	5803-1186
育成室保護者会等	児童青少年課児童係	5803-1188
こどもひろば実施団体	児童青少年課放課後事業担当	5803-1822
図書館関連団体	真砂中央図書館	3815-6801
青色防犯パトロール隊等	危機管理課	5803-1280
男女平等参画推進団体等	総務課ダイバーシティ推進担当	5803-1187
その他の団体	総務課総務係	5803-1139

ボランティア保険全般に関するお問い合わせ

文京区総務部総務課総務係

住 所：〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター16階

電 話：03-5803-1139（直通） ファックス：03-5803-1334

ホームページ：http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_somu_hoken.html